

令和8年2月25日

第2回加須市農業委員会総会議事録
(公開用)

加須市農業委員会

第2回 加須市農業委員会総会議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第5号 農用地利用集積等促進計画（案）について

議案第6号 加須農業振興地域整備計画の変更について

報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書について

報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について

報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書について

招集年月日	令和8年2月25日				招集場所	市民プラザかぞ 多目的ホール			
開会の日時	午後2時00分				閉会の日時	午後4時15分			
会 長	小 川 達 男				職務代理	松 本 昇			
議 席	委 員 氏 名	出	欠	議 席	委 員 氏 名	出	欠		
1	高 橋 雅 一	○		9	小 山 治 延	○			
2	久 保 文 夫	○		10	須 藤 秀 夫	○			
3	瀬 下 京 子	○		11	関 弘 明	○			
4	山 岸 和 男	○		12	松 本 昇	○			
5	嶋 村 淨	○		13	中 島 利 雄	○			
6	金 子 勇 一	○		14	小 川 達 男	○			
7	小 川 達 夫	○		15	小 坂 実	○			
8	松 本 榮 次 郎	○							
加須市農業委員会事務局				加須市経済部農業振興課					
次 長 前 島 勝 己				課 長 野 中 裕					
主 幹 渡 辺 昌 也				主 幹 野 崎 浩 次					
主 任 福 地 英 昌				主 任 足 立 直 弥					
主 任 三 村 隆 浩				主 事 梓 澤 寿					
				加須市北川辺総合支所農政建設課					
				主 査 橋 本 和 彦					

開会 午後 1時58分

○次長（前島勝己君） 「あいさつ さわやか かぞのまち」、皆さん、こんにちは。

定刻よりちょっと早いんですが、皆さんおそろいですので、これより令和8年第2回加須市農業委員会総会を始めさせていただきます。



◎開会の宣告

○次長（前島勝己君） 初めに、松本職務代理からご挨拶を頂戴したいと思います。お願いします。

○職務代理（松本 昇君） 皆様、こんにちは。職務代理の松本です。

委員各位におかれましては、ご多忙の中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

今日は天気が久しぶりに悪いということですが、緑化関係の方はたまには降ったほうがいいのかというふうに思います。

また、前回の研修会では小川会長さんと総合司会の前島さん、いろいろ無事終わりました。また、講師が女性の方で、素晴らしい講師だったかなと思います。総理大臣も女性ですし、講師の方も女性で、素晴らしいなというふうに思いました。

この総会、このメンバーでやるのが今日を含めて2回ですね。あとちょっとで、あと2回となりました。3年間いろいろ大変お世話になりました。

それでは、これより令和8年第2回加須市農業委員会総会を開会いたします。



◎会長挨拶

○次長（前島勝己君） ありがとうございます。

続きまして、小川会長からご挨拶をお願いいたします。

○会長（小川達男君） 皆様、こんにちは。

今日は、待ちに待ったという言葉がぴったりではないかというふうに思っております。そ

ういう何か久しぶりの雨ということで、これから大雨じゃない程度の雨量が欲しいというのが私の実感であります。皆さんの実感だと思います。

そういう中、この雨を待っているのは私たち人間だけではありません。あらゆる植物、あらゆる鳥たちが、私の玄関の前には、女房が鉢において、プライベートで生け花をしているんですけども、その水を毎日野鳥が水分補給のために訪れております。そういう意味をもちまして、全ての要素ですが、この雨を恵みの雨ということで期待しているかなというふうに私は感じております。

また、この雨をもちまして、これから本格的な春に入る時期に来ております。今年もちょっと情報が入っておりますけれども、偏西風が日本列島の北側を通るという情報が入ってきております。それを言いますと、どうしてもその偏西風のおかげで春から夏にかけて高温が続くという自然現象が現われる状態なんですけれども、これからも皆さんがその対策に十分気をつけていただきまして、春の農作業等の準備を進めていってもらえればというふうに考えております。

今日も多数の案件があります。皆様方のご協力の下、進行できればというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。

これをもって私の挨拶に代えさせて、よろしく申し上げます。

○次長（前島勝己君） ありがとうございます。



◎出席委員数の報告

○次長（前島勝己君） 本日の総会でございますが、委員総数15名のうち全員の方に出席をいただいております。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づきまして、本日の総会が成立していることをご報告いたします。

それから、野崎局長なんですけど、本日、議会の定例会の一般質問の最終日ということで、そちらの対応ですので欠席となります。ご了承いただければと思います。



○次長（前島勝己君） 続きまして、訂正でございます。

まず1点目ですが、議案書の表紙をお配りさせていただきました。表紙の裏面に「議案第6号 加須農業振興地域整備計画の変更について」という標記が抜けておりました。また、これに伴いまして、議案書の14ページの一番下のところですが、議案第6号が抜けておりましたので、こちらもお配りさせていただきました。

2点目でございます。議案書7ページ、3条の15番の原道地区の案件になります。こちらは、筆数が5筆追加ということで、訂正の資料をお配りさせていただきました。それから、位置図についても、航空写真のような資料で、5筆の追加分をお配りさせていただいております。こちらにつきましては、当時の申請書自体に漏れがあり、申請後事務局で、書類の確認をしたところ発覚しました。大変お手数をおかけして申し訳ございませんが、お渡しした資料で審議をお願いします。

3点目になります。議案書5ページの3条の10番、北川辺地区の案件になります。こちらの土地の地番「栄字上居尻」こちらの削除をお願いします。これに伴いまして、合計欄を364平方メートルに訂正をお願いします。こちらは本日までに違反農地となっている木の伐採ができないということで、こちらの1筆だけ削除ということになりました。

4点目になります。議案書12ページ、5条の6番ですが、地区名が「大桑地区」になっておりますが、これを「水深地区」に訂正をお願いします。

5点目になりますが、これも簡単な漢字の訂正ですが、位置図の15、16ページの右下に譲受人「」さんとありますが、さんの「」がになりますので、そちらの訂正をお願いします。

最後6点目ですが、位置図23ページ、4条の1番、右下の申請者「」さんの「」が「」になっておりますが、これを「」に訂正をお願いします。

すみません、いろいろと訂正の説明をさせていただきましたが、以上になります。次回以降はなるべく減らすように努めてまいります。

それから、先月、関委員さんから、議事参与の制限で、推進委員がこの法律に該当していなければ、何条に準じてとか、そういった説明にしたほうが良いのでは、というようなお話をいただきまして、いろいろ調べさせていただきました。まず、農業委員会等に関する法律の議事参与の制限、第31条に、「農業委員会の委員は自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項についてはその議事に参与することができない」ということになっておりまして、最初の「農業委員会の委員」というところに農業委員と推進委員が該当するというので、特段、何条に準じてというような説明は必要ないというふうな判断をいたしました。

た。また、一時、農業委員と推進委員は退席していただくというのも、公正な審議を確保するために必要な手段ということで、こちらも県に確認しております。

さらに、参考に行田市と羽生市の議事録を確認しましたところ、加須市と同様に、特段農業委員と推進委員について違った表現、説明はしておりませんので、加須市においても今までと同様の説明とさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、長くなりましたけれども、議事のほうに入らせていただきます。

以降は、小川会長に議長をお願いいたします。



◎総会議事録署名委員の指名

○会長（小川達男君） それでは、よろしくお願いいたします。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員に

1番、高橋雅一 委員及び

2番、久保文夫 委員

の両委員を指名いたします。



◎取下願の報告

○会長（小川達男君） 議事に入る前に、3件の取下願が提出されております。

本日の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の議案書1ページの1番と2番の水深地区及び「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」のうち、議案書8ページの1番水深地区の案件については取下願が提出されておりますので、本日の議案から除かれますことをご報告いたします。



◎議案第1号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 日程第2、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」の13件を議題といたします。

初めに、3番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図2ページから5ページをご覧ください。

本案件は、贈与による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は規模拡大を図るため、譲渡人は病気により耕作が困難なための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（小川達夫君） 7番、小川です。

2月14日土曜日に田村推進委員さんと現地を確認した後、 さん及び の さん宅を訪問してまいりました。現地は管理されており、稲作が継続されている土地で、しっかりした圃場となっております。なお、譲渡人も譲受人も北大桑ということで、金子さんの担当地区でございますけれども、物件は北篠崎に多いために、私のほうで調査をさせていただきました。

まず、譲渡人の さんにつきまして確認をしたところ、こちらの物件全て本人にも後継者がいないため、農家はほとんどやっていなくて、 さんに農業のほうはずっと管理継続をしていたそうです。最近になりまして高齢化、奥さんも高齢になって、本人も高齢になってきたため、農地の所有及び今後の管理をどういうふうにするか大変悩んでいたところ、娘さんたちにも相談しましたがけれども、お父さん、負の財産を残さないでちょうだいということをお言われたものですから、どうにか処分することになったそうです。

そのときに、以前からずっと作付をしていただいた さんが、そういう事情でしたら、贈与でしたら引き受けてもいいよという話合いになったそうで、両方ともウィン・ウインの関係になり、本件になりました。

何ら問題ないと思料いたします。ご審議よろしくお願い申し上げます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3番の三俣地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

○会長(小川達男君) 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、4番の田ヶ谷地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局(渡辺昌也君) ご説明いたします。

位置図6ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付が整えられております。

また、譲受人は隣接の土地と一体で耕作するため、譲渡人は維持管理ができないための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われまます。

以上です。

○会長(小川達男君) ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○11番(関 弘明君) 11番の関です。

2月12日木曜日に、推進委員の清水さんと増田さんの3人で現地確認を行ってまいりました。案内と聞き取りは、代理人であります行政書士の さんに対応していただきました。

現地の状況ですが、畑になっておりまして、少し草が生えておりましたが、耕うん等を行うなど一定の管理はされておりました。

今回の譲受人の さんは に住んでおりまして、申請地とは約5キロぐらい離れております。こういうこともあって、今回の申請に至った経緯を代理人に確認をいたしました。代理人の さんによりますと、先ほど事務局から説明ありましたように、譲受人の さんは今回の申請地に隣接する農地を所有しておりまして、今回取得する農地と一体的に耕作することができるため、売買がまとまったとのことでした。

この所有している農地は今回の申請地の南側にあり、面積は1,635平方メートルだそうです。念のため現地確認の終了した後、騎西の総合支所の農政建設課に行き、譲受人の所有地を確認したんですが、間違いはございませんでした。

聞き取り結果や現地の状況は以上でございまして、今回の農地法第3条の申請については許可相当と判断してまいりました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

4番の田ヶ谷地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、5番の鴻基地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図7ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は隣接地を耕作しており、経営規模拡大を図るため、譲渡人は規模縮小のための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や耕作状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○15番（小坂 実君） 15番、小坂です。

この申請の土地は、私がこの申請地の左側の数字で小さいと書いてある、ここ、私がたまたま耕作してしまして、状態はよく分かっていますけれども、譲受人のさんの代理のさんに2月17日に電話いたしまして、いろいろと事情を聞いてまいりました。

それによりますと、譲渡人のさんは今回、高齢になり今年で農家を辞めたいということで、この申請地の場所を誰か耕作してくれないかということで探していたところ、この地図の下のところをさんが耕作していた方で、さんに作っていただくことを依頼したところ、今回作るということで、ついでに売買という契約になったそうでございます。

このことから、許可相当と判断してまいりました。よろしくご審議をお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

5番の鴻莖地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、6番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図8ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は効率的に耕作できるため、譲渡人は譲受人のほうが効率的に耕作できるための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（嶋村 淨君） 5番、嶋村です。

2月17日の日に推進委員の金子さんと譲受人の さんとで現地確認を行いました。

この三角の土地なんですけれども、今般、 さんが前の土地、申請地と書いてありますが、この土地を売却しまして、この三角の土地だけ残りましたので、 さんも さんに引き受けてくれないかという形で申し出たそうです。

もともこの申請地のところは さんのおじいさんの代からもうほとんど さんが耕作をしておったそうです。お父さんが亡くなって、しばらく耕作放棄地になっていたんですけれども、今般売却になりまして、現地はもうきれいに整備されていまして、作物はつくっていかなかったらしいんですけれども、この前の土地を、要するにここを通らないと農機具等が出入りできないので、そういう形で使っていたらしいんですね。 さんとすれば、ちょうど自宅の畑とつながるので、今後ここを耕作するのに都合がいいということで、うまくまとまったそうです。

問題ないと判断いたします。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

6番の高柳地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、7番及び8番の北川辺地区の案件については関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

3条の7番と8番は譲受人が同一で関連がございますので、一括してご説明いたします。

位置図9ページから11ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大を図るため、譲渡人は規模縮小のための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（高橋雅一君） 1番、高橋です。

2月11日に荒井推進委員さんと現場確認をして、譲受人の さんから話を聞きました。現地圃場はどの圃場もきれいに管理されておりました。譲渡人の さん、 さんは今後相続する人がいなく、以前から耕作していた譲受人の さんに譲渡したいとのことでした。

この案件につきましては、問題なしと判断しました。皆様のご審議のほど、よろしくお願

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見等はないようですので、採決いたします。

初めに、7番の北川辺地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、8番の北川辺地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、9番、10番、11番、12番及び13番の北川辺地区の案件について、関連がありますので一括して事務局より説明お願いいたします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

3条の9番から13番は譲渡人が同一で関連がございますので、一括してご説明いたします。

位置図12ページから18ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人はこれまでも耕作しており、今後においても耕作していきたいため、譲渡人はこれまでも譲受人に耕作していただいております。今後とも耕作を行わないための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○1番（高橋雅一君） 1番、高橋です。

2月11日に荒井推進委員さんと現場確認をして、譲受人の さん、 さん、 さん、 さん、 さん、それぞれのお宅に寄り、話を聞きました。

申請地圃場はきれいに管理されておりました。

それぞれの譲受人は、今後も申請地圃場を耕作していくということで申請したとのことですので。

後日、譲渡人の さんから話を聞きました。 さんは農業をしておらず、身内の相続で農地所有者になり、今回、譲渡の話があり、譲渡することにしたそうです。

この案件につきましては、問題なしと判断しました。皆様のご審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見等がないようですので、採決いたします。

初めに、9番の北川辺地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、10番の北川辺地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、11番の北川辺地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、12番の北川辺地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、13番の北川辺地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、14番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図19ページ、20ページ、21ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大を図るため、譲渡人は遠方に居住しており耕作が困難なための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（瀬下京子君） 3番、瀬下です。

2月17日、田村推進委員と譲受人の さん立会いの下、現地確認及びお話を伺ってまいりました。

現地はきれいに管理はされておりました。

譲渡人の さんと譲受人の さんは農業塾で知り合いまして、お互い仕事を持ちながら、週末、 から加須まで野菜づくりをしていたそうです。 さんが体調を崩され、今回農地を譲りたいというお話がありました。 さんは会社も定年になり、加須市に居住を移し、農業をこれから広めたいということで、今回お互いの話がまとまり申請になったということです。これからは野菜づくりをはじめ、水稻に力を入れたいとのことでした。

やむを得ないと判断してまいりました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

14番の原道地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可とすることに決定をいたします。

次に、15番の原道地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図 2 ページをご覧ください。

本案件は、売買による所有権移転で、必要添付書類が整えられております。

また、譲受人は経営規模拡大を図るため、譲渡人は規模縮小のための申請となっております。

なお、譲受人の農機具の保有状況や経営状況から判断し、取得後の耕作についても特に問題ないと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○3番（瀬下京子君） 3番、瀬下です。

2月16日、田村推進委員と譲受人の代理であります の さん立会いの下、現地確認並びにお話を伺ってまいりました。

現地は耕作放棄地状態で、全く管理はされてなく、ごみが散乱している状態でありました。しかし、そのごみに関しましては さんとお話をいたしまして、総会前までにきれいにしていたかかないと、これは許可できませんということをお話をしまして、昨日の午前中、今日の朝、回ってまいりました。ごみのほうはきれいに取り除いてありましたので、ご報告をいたします。

譲渡人の さんですけれども、位置図の真ん中に大きなおうちがあると思うんですけれども、そこに居住をされておりましたが、家も大変古くなりまして、今、駄目になってしまったということで、大分前に のほうに居住されて、今、空き家になっております。耕作できないため、今回手放したいということで、以前から のほうにお話をしていたとのことでした。

今回、譲受人の さんですけれども、現在市外で1,000坪ほど土地を借りて弟さんと一緒にお野菜をつくっている状態で、出荷をしているということです。その出荷するルートがあるということで、野菜づくりには大変力を入れている方だそうです。それで、今回条件が合った さんが今度買うことになったんですけれども、 からいらっしゃるということで、最短で40分ぐらいかかるのではないのでしょうかということをお話をしたんですけれども、毎日通いますというお話だったので、それを信じるしかないなと思っております。

私は、ここの地区に関しましては毎日通っておりますので、何回か確認をしながら見ていきたいなと思っております。

さんですけれども、軌道に乗ったら、二、三年かかると思いますが、空き家になっているその宅地を買って、拠点を加須市に移したいと、そういうお話もしているそうです。

やむを得ないと判断してまいりましたけれども、ご審議のほどよろしく願いいたします。
以上です。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見等はないようですので、採決いたします。

15番の原道地区について、原案のとおり許可とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありましたので、許可することに決定をいたします。



◎議案第2号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」の3件を議題といたします。

初めに、2番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図24ページ及び平面図4-2をご覧ください。

本案件は、自己用住宅の進入路とするため許可を取得するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、昭和45年の線引き以前より自己用住宅の進入路として使用していましたが、農地であることが分かり、手続するものであり、今後においても自己用住宅の進入路として使用していくことから、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査

の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

2月16日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。

申請者の さんにお聞きしたところ、住宅の前は畑で、ずっと野菜をつくっていて、申請地は住宅進入路で、10年前に進入路をアスファルトにして、今回、適法にするための申請になりました。

許可相当と判断してまいりました。ご審議のほど、よろしくお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

2番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、3番の大越地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図25ページ及び土地利用計画図の4-3をご覧ください。

本案件は、長屋住宅（2棟12戸）を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○10番（須藤秀夫君） 10番、須藤秀夫です。

2月12日に地区担当委員の腰塚明さんと現地確認を行ってまいりました。 さんの代理人であります さんの案内で現地確認を行いました。

さんによりますと、 さんは に住まいがあり、高齢のため現地を耕作するのが

難しいことから長屋住宅経営を検討し、幼稚園、小学校、医院があり、生活環境が整った申請地にアパートを建設したいとのことです。

現地の状況ですが、耕作放棄地のような状態でしたが、測量ぐいが打っており、位置関係は明確にしてありました。アパートを建てることにより、日陰になるなどの周囲への影響はないと思います。耕作放棄地を防ぐことにもなり、土地を有効利用できると思います。

このようなことから、本件申請は現地調査で状況を確認し、許可相当と判断をいたしました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3番の大越地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、4番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図26ページ及び配置図4-4をご覧ください。

本案件は、農家住宅の敷地拡張をするため許可を取得するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第1種農地と判断されますが、農地法施行規則の第1種農地の不許可の例外に該当し、既存の宅地内に分家住宅の建築に伴い、駐車場が不足するため農家住宅の敷地を拡張するものであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（高橋雅一君） 1番、高橋です。

2月11日に荒井推進委員さんと現場確認をし、申請人の さんから話を聞きました。申請地圃場には測量ぐいが確認でき、きれいに管理されていました。

申請人の　　さん宅では、住宅建築に伴い子供、孫の車等の駐車場がないため、今回の申請になったそうです。

この案件につきましては、問題なしと判断しました。皆様のご審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君）　ないようですので、採決いたします。

4番の北川辺地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



◎議案第3号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君）　次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」の1件を議題といたします。

1番の元和地区の案件及び議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の11番の元和地区の案件については関連がありますので、一括して事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

当該計画変更申請の番号1及び農地法第5条の11番につきましては、譲受人、譲渡人ともに同一で事業計画等関連がございますので、一括にてご説明いたします。

位置図27ページ及び5-計画変更平面図、5-11平面図をご覧ください。

本案件は、令和5年8月30日付建売住宅（12棟）用地として許可となりましたが、当初事業計画者が破産したことにより承継の打診があり、事業化が可能と判断し申請するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、当初事業計画者が破産したことにより承継の打診があり、事業化が可能と判断したことから申請するもので、一般基準及び立

地基準上、やむを得ないものと思われま

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○13番（中島利雄君） 13番、中島です。

2月19日に推進委員の落合さんと2人で現地確認に行っていました。現地で譲受人の代理のさんに立ち会っていただき、いろいろお話を伺っていました。

なかなか仕事が進まないのが心配していましたが、まさか破産するとは思わなかったのが、草が一時1メートル50センチぐらい生い茂ってありました。でも、今はきれいに草刈りとかして、管理されておりました。

何ら問題なしと判断してまいりました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

どうぞ。

○11番（関 弘明君） 11番の関です。

計画変更申請ということで、過去にも何回かこのような申請が出ているんですけども、よく分からないので教えていただきたいんですが、計画変更申請ができる前提というのが、現地が農地状態であるというのが前提でしょうか。一応許可を取ったけれども、何もしないでそのままになっているということだと思ってしまうんですけども、例えば、許可を取って途中まで工事をして、建売ですから基礎とかやったけれども、途中で破産をして、できなくなってしまったと、こういった場合に、同じような計画変更という形が取れるのでしょうか。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局です。

今回のこちらのさんと今回、さんの関係につきましては、今の現地の状態としましては、造成まで終わって、仕切りのブロックというんですかね、ブロック、あと、開発道路も舗装されているような状況なんですけど、それを踏まえた上で、今回埼玉県のほうに確認しました。そういった中で、こういった破産した事情があるということもご説明した上で、農地への原状復旧までは不要ということで、埼玉県の担当から回答をいただいておりますので、状況としては農地ではなくて、造成まで終わっているという状況なんですけど、この状態で申請してもらって大丈夫、いいでしょうという回答をいただいております。

以上です。

○11番（関 弘明君） ありがとうございます。

ちょっとよく聞き取れないところはあったんですけども、ある程度造成はやっているところですかね。

○事務局（渡辺昌也君） そういうことです。

○11番（関 弘明君） それでも、この農地法第5条の変更という形で申請しても大丈夫ですよということなんでしょうか。

○事務局（渡辺昌也君） そうですね。今回、新たに計画、同じ用途の計画、建売から建売で、同じ12棟でやるということなので、区割りブロックとか舗装された道路の舗装とかはされているんですが、今の状態で許可の手続を進めてもいいですよというような回答をいただいております。

以上です。

○11番（関 弘明君） 分かりました。ありがとうございます。

それと、もう一点なんですけど、今回の申請でいくと、令和5年に一応許可になっているということなんですけれども、通常ですと、転用目的が終わると完了届という形で書類が事務局のほうに出されると思うんですけども、ずっと出ていなかったような状態だと思うんですけども、こういったケースというときに、事務局のほうから申請者等に対して、3年たっているけれども、どうなんですかみたいな、そういったアクションというのは起こしているんでしょうか。

○事務局（渡辺昌也君） 事務局です。

一応、建売だったり建築条件付売買予定地で許可を取ったものについては、当然、その許可履歴を、過去のを見て、必要に応じてその進捗状況のほうは確認しております。その確認した上、まだ事業が進んでいなければ、事業者に対して状況を確認するなどの手続というか、そういった対応はしておるところでございます。

○11番（関 弘明君） 分かりました。大丈夫です。

○事務局（前島勝己君） 補足説明ですが、今回の計画変更ですが、なかなかケース的に少ない案件でございますので、この場で、いろいろ質問されても答えられない事もございます。こういった難しい案件については、常に県と調整を重ねて結論を出すようにしています。

○11番（関 弘明君） 分かりました。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

初めに、1番の元和地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の11番の元和地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



◎議案第4号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第4号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」の10件を議題といたします。

初めに、1番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図28ページ、配置図5-1をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅の敷地拡張を行うもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、自己用住宅の駐車場が不足しているため、自己用住宅の敷地を拡張し、駐車場として使用するものであり、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（久保文夫君） 2番、久保です。

2月12日、推進委員の梅田さんと野本さんと、代理人で測量事務所の さん及び譲受人の さんと実家の父親の6人で現地調査及び聞き取り調査を行いました。

申請地は高速道路の下を南から北にくぐった県道沿いの さんの住宅の隣にあり、

の通学路沿いとなっております。　　さんの住宅は敷地が狭いので、駐車場のスペースを確保するため、譲渡人の　　さんの農地を購入するものです。このことで周辺の農地や住宅に影響はないものと思われま

す。本件の申請につきましては、申請書面及び聞き取り調査から許可相当と判断してまいりました。ご審議のほど、よろしくお願

いしたいと思います。○会長（小川達男君）　ありがとうございました。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

1番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

○事務局（前島勝己君）　ありがとうございました。

それでは、1時間経過しましたので、ここで休憩とさせていただきます。

再開は3時10分とさせていただきます。よろしくお願

いいたします。休憩　午後　3時00分

再開　午後　3時10分

◇

◎開議の宣告

○次長（前島勝己君）　それでは、お時間になりましたので、休憩を閉じて審議を始めます。

会長、よろしくお願

いいたします。○会長（小川達男君）　それでは、開議をいたします。

◇

2番の大桑地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図29ページ及び土地利用計画図5-2をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅（3棟）の建築及び道路後退用地とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○2番（久保文夫君） 2番、久保です。

2月11日、推進委員の梅田さんと野本さんと代理人の さん及び譲渡人の さんの5人で現地調査及び聞き取り調査を行いました。

申請地は の南側にあり、 さんは親から相続された農地を管理できないので、に売却するとのことです。この地の周辺は農地のほとんどが住宅に変貌しており、今回の申請で周辺の住宅には影響はなく、かえって雑草が繁茂しなくなることで地域の環境に好影響がもたらされるものと思われま

す。

本件の申請につきましては、申請書面及び聞き取り調査から許可相当と判断してまいりました。ご審議のほど、よろしくお願

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

2番の大桑地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、3番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図30ページ及び土地利用計画図の5-3をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地（6区画）とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われまます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

2月16日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。現地はきれいに管理されていました。

譲渡人の さんのお宅に何度か行きましたが、いないため、代理人の さんにお聞きしました。申請地の周りは2年前ほどから新しい住宅が増えてきて、お米を作ることが難しく、管理するのが大変になり、今回、土地の売買の話になりました。

許可相当と判断してまいりました。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等ありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

3番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、4番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図31ページ、土地利用計画図5-4をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認

したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

2月16日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。現地はきれいに管理されていました。

譲渡人の さんのお宅に行きました。 さんは高齢で、体の調子が悪く、息子さんにお聞きしました。息子さんは7年前に になり、体がうまく動けなくなり、譲受人の さんはきょうだいで、申請地に住宅を建て、母の介護をして生活するとのことでした。今回の申請になりました。

許可相当と判断してまいりました。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ないようですので、採決いたします。

4番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、5番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図32ページ及び土地利用計画図5-5をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地（2区画）とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われます。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

2月16日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。現地はきれいに管理されていました。

譲渡人の さんにお聞きしました。申請地は10年前はお米を作っていましたが、ここ数年は新しい住宅が建ち、お米を作る環境ではなくなり、今回土地の売買の話になり、今回の申請になりました。

許可相当と判断してまいりました。ご審議のほど、よろしくをお願いします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

5番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、6番の水深地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図33ページ及び土地利用計画図の5-6をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、ドッグランとするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、隣接地においてドッグカフェを営しており、カフェの需要とともにドッグランの要望が多くあるため計画したものであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○9番（小山治延君） 9番、小山です。

2月16日、増川推進委員と現地調査及び聞き取りに行ってきました。現地は少し草があ

りましたが、管理されていました。

譲受人の さんにお聞きしました。 さんはドッグカフェを経営してまして、ここ数年、犬を飼うお客様が増えてきて、住宅兼店舗のすぐ横が申請地で、ドッグランを考えています。譲渡人の さんはご近所で、年を取ってきて土地の管理が大変になり、今回の申請になりました。

許可相当と判断してまいりました。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

6番の水深地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、7番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図34ページ、配置兼排水系統図5-7をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、自己用住宅を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（小川達夫君） 7番、小川です。

2月14日土曜日に田村推進委員さんと現地を確認後、 氏宅を訪問してまいりました。

まず、現地は既存住宅と住宅の間の細長い農地でありまして、実際、放棄農地とされておりました。 氏の言うことには、 氏は地図の後ろの 現在の社長をしておりまして、お父さんがいる間は 、それから 等をせがれさんの学校の関係で遠隔地に住んで

おったものですから、ご自分の資産等は分からない。お父さんが亡くなった後、いろいろ整理してみたら、本土地が自分の土地だということに気づいたそうです。それで、土地を管理しておる さんにいろいろ相談してみたら、地形も細長くて幅もないし、農地を生かすことはできないので、購入する人がいれば、売却したほうがいいんじゃないかという結論に達したものですから、今回、 さん にお願ひして売却依頼等をすることにしました。

さんにつきましては、現在親子2人暮らしで、お兄さんのところに同居しているという状況でしたので、親子2人で独立した生活を希望していたものですから、今回、 さんの紹介により本案件となりました。

何ら問題ないと思います。ご審議よろしくお願ひいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

7番の三俣地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、8番の三俣地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図35ページ及び土地利用計画平面図5-8をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建売住宅（8棟）を建築するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われまゝす。

以上です。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○7番（小川達夫君） 7番、小川です。

2月14日土曜日に田村推進委員さんと現地を確認後、 さん宅に訪問してまいりまし

た。現地は、現況は畑のようなところで、耕作はされておられませんけれども、管理はされている農地でございました。

売渡しに当たりましては、今までは とか とかいろいろ売り渡しましたけれども、今回は信用の置けるところということで、 の というところに声をかけて、こちらのほうで、周りに迷惑のかからないように宅地造成をしてもらうということで合意したそうです。

代理人の さん、この方は ですけれども、7区画を整備し、宅地造成、建築条件付きの宅地を造成するというので合意したということではあります。

何ら問題なしと思料いたします。ご審議よろしくお願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

8番の三俣地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、9番の高柳地区の案件について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

位置図36ページ及び土地利用計画図5-9をご覧ください。

本案件は、譲受人が売買により土地を取得し、建築条件付売買予定地（7区画）とするもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、開発行為に関して市担当課に確認したところ、許可の見込まれるものとのことであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われま

す。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○5番（嶋村 浄君） 5番、嶋村です。

2月17日の日に推進委員の金子さん、それから、 の3人で現地確認を行いました。

現況はきれいに耕うんされていまして、整備されておりました。

この土地は、長らく近所の農家さんが麦をずっとつくってございまして、ただ、去年あたりから、私もこの前の道をよく通るんですけれども、あれ、今年やらないかなと思っていましたら、この申請が上がって、売却するということになったのですね。

譲渡人の　　さんは実家がこのすぐ近くにありまして、今はもう売却されて、ないんですけれども、もう高齢になったので、今のうちに処分したいということで今回の申請になったということでございます。

周りは全部もう住宅ばかりで、やむを得ないかなと判断いたしました。よろしくご審議のほうをお願いいたします。

○会長（小川達男君）　ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君）　ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

9番の高柳地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君）　挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。

次に、10番の北川辺地区の案件について、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（渡辺昌也君）　ご説明いたします。

位置図37ページ及び配置図5-10をご覧ください。

本案件は、譲受人が賃借権（15年）により土地を借り受けコンビニエンスストアの敷地を拡張するもので、必要添付書類が整えられております。

また、現地調査を行った結果、第2種農地と判断され、慢性的な駐車場不足により、既存の店舗に隣接する土地において敷地を拡張するものであり、一般基準及び立地基準上、やむを得ないものと思われま。

以上です。

○会長（小川達男君）　ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

○1番（高橋雅一君）　1番、高橋です。

2月11日に荒井推進委員さんと現場確認をし、譲渡人の　　さんから話を聞きました。

申請地圃場には測量ぐいが確認でき、きれいに管理されていました。

さんの話では、農地はほとんど貸していて、今回 から話があり、 賃借を決めたそうです。後日、電話で譲受人の代理人、 の さんから話を聞きました。敷地拡張に伴い、地権者の さんに相談し、契約したそうです。賃借15年は の方針だそうです。

この案件は致し方ないと判断しました。皆様のご審議のほど、よろしく願いいたします。

○会長（小川達男君） ありがとうございます。

本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見等はないようですので、採決いたします。

10番の北川辺地区について、原案のとおり許可相当とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、許可相当とすることに決定をいたします。



◎議案第5号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第5号「令和8年（2月分）農用地利用集積等促進計画（案）について」を議題といたします。

この案件については、農業委員会等に関する法律第31条第1項の議事参与の制限に該当しますので、議事の間、退席をお願いします。

（ 退室）

○会長（小川達男君） それでは、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） ご説明いたします。

別紙議案第5号をご参照ください。

令和8年（2月分）農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、加須市長より意見を求められております。

促進計画につきましては、借受けを希望した方に、農地中間管理機構が借り受けた農地を再配分したものです。それを受けて、希望者への農用地の貸付けが適当であるかのご審議を

よろしくお願ひいたします。

以上です。

○事務局（前島勝己君） 私からも追加説明します。

今回の計画については、3条から中間管理事業への移行が多かったようです。ちなみに、1ページからその案件が始まっておりまして、真ん中の「使用貸借権の設定を受けているもの」が空欄になっているのが3条から中間管理事業へ移行した案件です。それが大体21ページまでありまして、21ページの途中から、今度は一番左の「中間管理権の設定を行うもの」の欄が空欄な案件があります。これが新しい方に借り換えを行う案件になりまして、真ん中の欄が今まで借りていた人、一番右に書いてある人がこれから借りる人ということで、貸借期間を見ると4年や6年など、10年に満たない期間になっております。

以上となります。よろしくお願ひします。

○会長（小川達男君） ただいま事務局より説明がありましたが、本件について、ご質疑、ご意見等がありましたら、お聞かせください。

どうぞ。

○1番（高橋雅一君） 1番、高橋です。

賃借の10アール当たりの円というこの数字は、ほとんどが土地改良費の費用というふうに見てよろしいのでしょうか。

○事務局（前島勝己君） 北川辺地区の中間管理事業では、水利費と土地の借上げ代の両方を借主がお支払いをしている場合が多いのですが、ほかの地区については、ほとんどが水利費に合わせた金額で契約をし、水利費は貸主がお支払いする地区が多いようです。資料に記載されている金額については1反当たりの金額になっていますので、端数など出たりしております。

○1番（高橋雅一君） ありがとうございます。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご質疑、ご意見はないようですので、採決いたします。

議案第5号「令和8年（2月分）農用地利用集積等促進計画（案）について」、原案のとおり同意することに賛成の方は挙手をお願いします。

（挙手全員）

○会長（小川達男君） 挙手全員でありますので、同意することに決定をいたします。

議案第5号の審議が終了しましたので、退席している委員の入室をお願いします。

(入室)



◎議案第6号の上程、説明、質疑、採決

○会長（小川達男君） 次に、議案第6号「加須農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。

議事に入る前に、本日の進め方について委員の皆さんにご了解をいただきたいということでございますので、事務局より説明をお願いいたします。

○農業振興課（野中 裕君） 農業振興課長の野中でございます。よろしく願いいたします。

議案第6号の「加須農業振興地域整備計画の変更について」、説明をさせていただきます。

農業振興地域整備計画は、市として特に農業の振興を図っていく地域を農用地区域として設定する計画です。

農用地区域内の農地については優良農地として確保、保全していく農地であるため、原則として転用等による非農業的な土地利用ができないことになっております。農用地区域内の農地をやむを得ず分家住宅や資材置場、駐車場、敷地拡張などのために利用する場合は、当該農地を農用地区域から除外する申出が必要となります。

今回、事業計画者から除外の申出のあった事業について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定に基づき、市長が農業委員会へ当計画の変更にあたってのご意見をお伺いするものでございます。

議事の具体的な進め方でございますが、議案書の総括表の左から2列目、農用地区域番号ということで、農用地区域番号別にA、B、Cとアルファベットを記載していますが、説明はアルファベットごとに一括して農業振興課の担当者から説明をさせていただきます。

その後、ご質問、ご意見を伺い、各案件に対して農業委員会として意見を付すかどうかを決めていただきますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○農業振興課（野崎浩次君） 農業振興課の野崎と申します。よろしく願いいたします。

まず初めに、農振除外の担当者を紹介したいと思います。

○農業振興課（足立直弥君） 農業振興課、足立です。よろしく願いいたします。

○農業振興課（梓澤 寿君） 農業振興課、梓澤です。よろしくお願ひします。

○北川辺総合支所農政建設課（橋本和彦君） 北川辺総合支所農政建設課の橋本です。よろしくお願ひいたします。

○農業振興課（野崎浩次君） よろしくお願ひいたします。

○会長（小川達男君） ただいまの説明のとおり進めることでよろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○会長（小川達男君） それでは、最初に農用地区域からの除外案件の事案番号1番について、農業振興課の担当課から説明をお願いします。

○農業振興課（野崎浩次君） では、まず改めてよろしくお願ひいたします。

まず、資料の確認のほうをさせていただきます。皆様には、事前に資料として3種類、まず、A4横判の加須農業振興地域整備計画の変更についての加須農業振興地域整備計画変更申出地総括表。そして、同じくA4横判の位置図及び事業計画図、そして、A4の縦の加須農業振興地域の農業の振興に関する計画を1部ずつお配りしております。

また、本日の追加資料として、A4縦判の地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画の策定について、1部で両面なんですけれども、こちらを今日机のほうに配付させていただいております。

これから資料の見方などを簡単にご説明させていただきます。

まず、1枚目の総括表をご覧ください。A4縦の総括表です。

まず、この総括表を1枚めくっていただきまして、表があると思うんですけれども、左から順に事案番号、農用地区域番号となっており、4列目からは該当する土地の所在地、地目、地積、事業計画面積と続いておりまして、その後に除外事由、事業計画者、土地の所有者となっております。そして、表の一番右の列の備考欄には、事業計画者の現状、事業を計画した理由などを記載しております。

先ほどの総括表の資料なんですけれども、一部訂正がございます。総括表の事案番号、「1」の次の「3」が2つありまして、上の「3」が「2」になります。

こちらの表ですが、令和7年10月の申出のうち、農用地区域からの除外の案件につきましては、地域別では加須地域が1件、騎西地域が5件、北川辺地域が2件、除外事由別では、分家住宅が2件、敷地拡張が3件、資材置場・駐車場が1件、農業用施設が2件となっております。

続きまして、位置図及び事業計画図をご覧ください。

こちら、表紙を1枚開いていただきますと、先ほどの総括表の事案番号の順に見開きになっておりまして、左上に事案番号を記載しております。開いていただいた上の部分の図面が位置図、下の部分の図面が事業計画図となっております。

続きまして、今度はA4縦の加須農業振興地域の農業の振興に関する計画と、今日お配りしました地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画の策定についてをご覧ください。

こちらは、農振法の施行規則第4条の5第1項第27号に基づき、加須市が策定する地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画、通称27号計画の案となり、加須農業振興地域整備計画を補完する計画となっております。

通常、土地改良事業の完了後、8年未経過の受益地については原則除外はできませんが、こちらの27号計画で種類、位置、規模が定められている施設の用に供する土地については除外できることとするものです。

除外を許容できる受益地・施設につきましては、A4判両面印刷1枚紙の地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画、通称27号計画の策定についてをご確認ください。

今回の議案第6号の総括表の中では、事案番号7番と8番の敷地拡張2件が27号計画の対象の事案となります。

以上で説明を終わりにします。

それでは、資料のご説明をいたしますので、総括表と除外の位置図及び事業計画図をご覧ください。

○農業振興課（足立直弥君） 最初に総括表の農用地区域からの除外案件の除外番号1番で、農用地区域番号A、分家住宅が1件になります。

事案番号1番ですが、除外事由は分家住宅で、除外が完了した場合は第1種農地になります。

事業計画者は、夫婦でアパートに暮らしておりますが、今後手狭になることや、将来両親の介護を行うことを考え、所有者である妻の父の承諾を得て今回の計画となっております。申出地は実家と隣接しており、お互いに助け合いながら生活することで生活の利便性が向上することが見込まれます。なお、残地は農地として活用する予定です。

事案番号1番は以上です。

○会長（小川達男君） ただいま担当課から説明がありましたが、本件についてご意見、ご質問がありましたら、お聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご意見等はないようですので、確認いたします。

事案番号1番については、やむを得ないものと認め、農業委員会として意見を付さないこととよろしいでしょうか。

(「はい」と言う人あり)

○会長(小川達男君) それでは、意見なしと決定します。

次に、事案番号2番、3番について、担当課から説明をお願いします。

○農業振興課(梓澤 寿君) 次に、事案番号2番、3番で、農用地区域番号B、資材置場・駐車場が1件、敷地拡張が1件になります。

事案番号2番ですが、除外事由は資材置場・駐車場で、除外が完了した場合は第1種農地になります。

事業計画者は土木業の個人事業主です。現在借用している駐車場・資材置場について、地権者はほかの土地利用を行う予定であり、今後活用できなくなることから申出することとなりました。

申出地は既存の宅地と隣接しているため、周辺の営農等には支障が出ないと思われま

事案番号3番ですが、除外事由は駐車場の敷地拡張で、除外が完了した場合は第1種農地になります。

事業計画者は運輸倉庫業を営んでおります。現在使用している駐車場に進入するための道路の幅員が狭く、より使いやすい進入路を確保するために申出することとなりました。

申出地は今の敷地と一体利用できるため、周辺の営農等には支障は出ないと思われま

事案番号2番、3番の説明は以上です。

○会長(小川達男君) ただいま担当課からの説明がありました。本件についてご意見、ご質問がありましたら、お聞かせください。

(「ありません」と言う人あり)

○会長(小川達男君) ご意見等はないようですので、確認します。

事案番号2番、3番については、やむを得ないものと認め、農業委員会として意見を付さないこととよろしいでしょうか。

(「はい」と言う人あり)

○会長(小川達男君) それでは、意見なしと決定します。

次に、事案番号4番、5番、6番について、担当課から説明をお願いします。

○農業振興課（梓澤 寿君） 次に、事案番号4番から6番で、農用地区域番号E、分家住宅が1件、農業用施設用地が1件、敷地拡張が1件になります。

事案番号4番ですが、除外事由は分家住宅で、除外が完了した場合は第1種農地になります。

事業計画者は、申出者の妻の実家に妻と妻の両親の4名で暮らしてありますが、家財道具が増え、手狭となっていたことから、所有者である妻の父の承諾を得て、今回の計画となっております。

地権者の所有するほかの土地は、地権者宅を除き全て集団農地の中心部であり、最も営農への影響が少ない土地を申出地として選定しています。なお、残地は農地として活用する予定です。

事案番号5番ですが、除外事由は農業用施設用地で、除外が完了した場合は第1種農地になります。

事業計画者は農業者で、現在、実家敷地内の納屋に農機具を置いていますが、地主から苦情が出ているため、保管する場所が必要となることから申出することとなりました。

申出地は既存の宅地と隣接しているため、周辺の営農等には支障は出ないと思われま

事案番号6番ですが、除外事由は駐車場の敷地拡張で、除外が完了した場合は第1種農地になります。

事業計画者は運輸倉庫業を営んでおります。今後、事業を拡大するに当たり、配置する車両を増やすことから今回の計画となっております。

申出地は既存の敷地と一体利用できるため、周辺の営農等には支障は出ないと思われま

事案番号4番から6番の説明は以上です。

○会長（小川達男君） ただいま担当課からの説明がありましたが、本件についてご意見、ご質問がありましたら、お聞かせください。

どうぞ。

○11番（関 弘明君） 11番の関です。

事案番号4番なんですけれど、これは意見ではないんですけれど、位置図と事業計画図を見ているんですが、上の黒塗りの部分と下の実線部分が形状が違うんですけれど、事業計画図の取付道路も農地なんですか。

○農業振興課（梓澤 寿君） すみません、位置図及び事業計画図のほうの色塗り箇所が少しずれてしまっていて、申し訳ございません。

今、塗ってある申出地のところより少々右側にずれるのと、今、黒く塗ってあるところの西側に小屋があるんですけれども。

○農業振興課（足立直弥君） 位置図及び事業計画図の黒塗りされているところの西側に小屋が当時あったので、地図上、残っているんですけれども、これについては違反があったため、地権者のほうで除去しております。今回の計画では、その小屋のあったところに行く予定のため、図面のほうがちょっとずれているような形になります。

進入路については、この図面だと表記されていないんですけれども、北側の宅地の一部を切って、住宅への進入路とする予定なので、農地を潰す予定はございません。

○会長（小川達男君） どうですか。

○11番（関 弘明君） 上の黒塗りの部分が違っているという形なんですか。

○農業振興課（足立直弥君） そのとおりです。

○事務局（前島勝己君） 説明だけでは、最終的にどういう形になるのかわからないから、図面等を修正し、委員の皆さんに確認してもらってください。

○農業振興課（足立直弥君） 位置図及び事業計画図で、申出地として黒くなっている場所が青で示されているところになります。実際の今回の申出地は赤の範囲となっていて、そのうち、今回除外する農地についてはこの筆になっております。進入路部分については既存の実家の宅地を一部切って、進入路として活用するような計画になっておりますので、実際に除外する範囲はこの長方形のエリアという形になります。

図面上はここに建物があるんですけれども、これは違反建築だったので、申出の前に除却がされているような形になります。

○会長（小川達男君） 関さん、どうですか。

○11番（関 弘明君） この申出地の中に取付道路が入っちゃっているので、本来、分家住宅の計画はそういう計画なんだろうけれども、除外する部分は四角部分だけなので、その実線で書かれている部分とちょっと混乱するのかなと思うんです。対象部分が分かればいいんだろうと思うんですけれども。

○農業振興課（足立直弥君） 次回以降、こういった除外が出てきたときには、そのような形でやらせていただければと思います。

○11番（関 弘明君） 分かりました。

○会長（小川達男君） ほかにありますか。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご意見等はないようなので、確認します。

事案番号4番、5番、6番については、やむを得ないものと認め、農業委員会として意見を付さないことよろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○会長（小川達男君） それでは、意見なしと決定します。

次に、事案番号7番、8番について、担当課から説明をお願いします。

○北川辺総合支所農政建設課（橋本和彦君） 次に、事案番号7番、8番で、農用地区域番号はF、敷地拡張が1件、農業用施設用地が1件になります。

事案番号7番ですが、除外事由は工場・倉庫の敷地拡張で、除外が完了した場合は第2種農地になります。

事業計画者は製造加工業を営んでおります。工場及び倉庫を建設するため、申出することとなりました。申出地は既存の敷地と一体利用できるため、周辺の営農等には支障は出ないと思われま

す。申出地は県営かんがい排水事業（北川辺領）、北川辺領の県営かんがい排水事業の事業完了後8年未経過の受益地となるため、加須農業振興地域の農業の振興に関する計画に農業の振興を図るための施設として掲載する予定です。

事案番号8番ですが、除外事由は農業用施設用地で、除外が完了した場合は第1種農地になります。

事業計画者は認定農業者で、慢性的な乾燥調製施設の処理能力不足を解消するために申出することになりました。

申請地は県営かんがい排水事業の事業完了後8年未経過の受益地となるため、加須農業振興地域の農業の振興に関する計画に農業の振興を図るための施設として掲載する予定です。

7番、8番の説明は以上になります。

○会長（小川達男君） ただいま担当課からの説明がありましたが、本件についてご意見、ご質問等がありましたら、お聞かせください。

（「ありません」と言う人あり）

○会長（小川達男君） ご意見等はないようですので、確認いたします。

事案番号7番、8番については、やむを得ないものと認め、農業委員会として意見を付さないことよろしいでしょうか。

（「はい」と言う人あり）

○会長（小川達男君） それでは、意見なしと決定します。

以上で、議案第6号「加須農業振興地域整備計画の変更について」を終了します。



◎報告事項

○会長（小川達男君） 次に、報告事項について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（渡辺昌也君） それでは、報告第1号から第4号についてご説明いたします。

加須市農業委員会議案書の15ページからをご参照ください。

報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書について」でございますが、相続による届出について15件で、内容は資料のとおりです。

報告第2号、19ページをご参照ください。「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出について3件で、内容は資料のとおりです。

報告第3号、20ページをご参照ください。「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について」でございますが、市街化区域の農地転用の届出について6件で、内容は資料のとおりです。

報告第4号、21ページから24ページをご参照ください。「農地法第18条第6項の規定による通知書について」でございますが、農地貸借の合意解約による届出について32件で、内容は資料のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（小川達男君） 以上で、本日の総会に上程しました議案は全て終了いたしました。

これにて議長の任を降り、進行を司会へお戻しします。



◎閉会の宣告

○次長（前島勝己君） 小川会長、議事の進行大変お疲れさまでした。ありがとうございます。ありがとうございました。

それでは、最後になりますけれども、松本職務代理に閉会のご挨拶をお願いいたします。

○職務代理（松本 昇君） それでは、本日はお忙しい中、委員各位におかれましては長時間にわたり慎重審議をいただき、ありがとうございました。

これもちまして、令和8年第2回加須市農業委員会総会を閉会といたします。

閉会 午後 4時15分

会議の顛末を記載してその相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和8年2月25日

会 長 小 川 達 男

署名委員 高 橋 雅 一

署名委員 久 保 文 夫